

## さいたま市市民活動及び協働の推進基金団体登録に係る審査方法

審査は公開とし、会議に出席する委員により、以下の方法で行うものとする。

- ① 団体の申請書類に基づき登録要件（表 1）に掲げた事項をふまえて審査を行い、委員の合議により登録の可否について意思決定をする。
- ② 市は、決定について申請者へ通知するものとし、非登録と決定した場合には、理由を付すものとする。

表 1 登録要件

さいたま市市民活動及び協働の推進条例に規定する市民活動団体であること
さいたま市内で概ね 1 年以上継続した活動実績がある団体であること
暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと
その他市民活動推進委員会が適当でない判断した団体でないこと

## ○条例（※）の市民活動団体の定義

市民が自由な意思に基づいて集まり、自律的に市民活動を行う団体

## ○条例（※）の市民活動の定義

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- ・特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

## ○条例（※）の市民の定義

市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（※）…さいたま市市民活動及び協働の推進条例